

建築確認（省エネ）の加算手数料料表

省エネ適判を省略し、建築確認の中で省エネ基準への適合を確認する場合、一の建築物ごとに加算

区 分		金 額（円）
建築物の用途	床面積の合計（㎡）	
一戸建ての住宅	200未満	20,600
	200以上	22,100
共同住宅等	300未満	38,400
	300以上～ 2,000	66,200
	2,000以上～ 5,000	119,600
	5,000以上～10,000	180,700
	10,000以上～25,000	331,500
	25,000以上～50,000	560,400
	50,000以上	982,600

共同住宅等とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう

検査（省エネ）の加算手数料

省エネ基準への適合検査を含む場合、一の建築物ごとに加算

区 分		金 額（円）
建築物の用途	床面積の合計（㎡）	
工場等のみのもの	～300未満	8,900
	300以上～ 1,000	20,100
	1,000以上～ 2,000	29,000
	2,000以上～ 5,000	73,600
	5,000以上～10,000	110,700
	10,000以上～25,000	138,200
	25,000以上～50,000	171,700
	50,000以上	238,600
その他のもの	～300未満	43,100
	300以上～ 1,000	85,500
	1,000以上～ 2,000	113,000
	2,000以上～ 5,000	183,600
	5,000以上～10,000	239,300
	10,000以上～25,000	287,600
	25,000以上～50,000	338,100
	50,000以上	437,700
一戸建ての住宅	200未満	7,400
	200以上	8,200
共同住宅等	300未満	14,100
	300以上～ 2,000	25,300
	2,000以上～ 5,000	45,300
	5,000以上～10,000	69,100
	10,000以上～25,000	127,100
	25,000以上～50,000	214,800
	50,000以上	377,500

- 工場等とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう
- 非住宅の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る複合建築物の場合、それぞれの床面積の合計の欄に掲げる区分の金額を合計した手数料額